

八 尾 市 防 寒 服 クリーニング業務委託仕様書

総則

- 1 本仕様書の疑義については、全て本市の解釈によるものとし、本市係員の指示により施行完了するものとする。なお、細部については、本市職員が別に指示するが、本仕様書に記載なき事項についても、当然必要と認められることは、良心的に実施すること。
- 2 請負業者は、速やかに作業工程表を提出し、本市の承諾を得ることとしその日程のクリーニング業務作業中は、随時本市係員が必要に応じて検査を行い、検査の結果、再処理が必要な場合は、指定の日時までに完成しなければならない。
- 3 請負業者は、契約によって生じる権利・義務について、本市が認める以外は、これを第3者に譲渡または継承させてはならない。
- 4 納品時は、一枚毎にポリ袋に入れ、本市係員が指定する所属ごとに括束の上、指定する各場所に納入すること。
- 5 納品後、再処理が必要な場合は、迅速に対応すること。

内容

1 業務内容 防寒服のクリーニング業務

その他これに付随する一切の業務

2 予定枚数 約 8 2 0 着

※数量については若干変動があります。

※予定枚数は、クリーニング枚数を保証するものではありません。

3 クリーニング方法等

- ・クリーニング処理マークに従いクリーニング及び乾燥を行う。
- ・汚れの程度によりドライクリーニング又はウェットクリーニングを行う。
- ・塗料及び有機溶剤等（コールタール等）の付着しているものまたは異臭の強いものについては別にクリーニングを行い、他の防寒服に付着及び異臭をつけないよう留意すること。
- ・風合いをなくさないように柔軟仕上処理を行うこと。
- ・クリーニングにより色落ちをさせないこと。また袖・裾のゴム部分を伸縮させないこと。
- ・クリーニングに支障がある防寒服については、別途職員課と相談のうえ、取扱いを決定すること。

4 回収・納品方法

（１）回収日 令和 7 年 9 月中旬頃 ※日程は別途相談

（２）納品日 令和 7 年 1 0 月中旬頃 ※日程は別途相談

※回収日・納品日については多少前後する場合があります。

（３）保管期間 回収から納品までの期間

（４）場 所 本市の指示する各場所

(別紙「八尾市防寒服回収所属一覧」のとおり)

- (5) 保管場所 本市に事前連絡を行い、その場所にて保管すること。場所を変更する場合は、本市にその理由を説明して承諾を得なければならない。
- (6) その他 回収及び納品は、指定日の前後10日間程度で行い、曜日、時間、場所等は、各所属と調整すること。回収・納品日以外に臨時的に回収・納品する場合があります。(回収日及び納品日は、天候によっても、変更することがあります。)
- ただし止むを得ない事由により納期内に納品できない時は、請負業者は本市にその理由を説明して承諾を得なければならない。承諾を得ないで納期が遅れ、本市に損害を及ぼした場合は、請負業者はこの損害を賠償するものとする。

5 その他

受託中の防寒服を紛失または破損し、本市に納品が出来ない時は、原品同様の代品を本市に納品するかあるいは損害を賠償するものとする。